

鶴岡市一部負担金の減額、免除及び徴収猶予

◎生活保護基準額

生活保護基準額にかかる適用期間	生活保護基準額
令和元年 6月1日～令和元年9月30日	世帯主及び被保険者の収入合計額×990/885
令和元年10月1日～令和2年9月30日	世帯主及び被保険者の収入合計額×990/870
令和2年10月1日～	世帯主及び被保険者の収入合計額×1155/1000

○一部負担金の減額

対 象	世帯主又は被保険者が特別な事由に該当し、かつ次の①②③いずれにも該当する世帯
基準要件①	入院療養世帯
基準要件②	世帯主及び被保険者の収入合計額が生活保護基準額×110/100以下の世帯（改正前：120/100）
基準要件③	預貯金が生活保護基準額の3か月分以下の世帯
内 容	一部負担金5割減額
期 間	3か月以内（更に3か月延長可能）

○一部負担金の免除

対 象	世帯主又は被保険者が特別な事由に該当し、かつ次の①②③いずれにも該当する世帯
基準要件①	入院療養世帯
基準要件②	世帯主及び被保険者の収入合計額が生活保護基準額以下の世帯（改正前：生活保護基準額×110/100）
基準要件③	預貯金が生活保護基準額の3か月分以下の世帯
内 容	一部負担金全額免除
期 間	3か月以内（更に3か月延長可能）

○一部負担金の徴収猶予

対 象	世帯主又は被保険者が特別な事由に該当し、かつ次の①②③いずれにも該当する世帯
基準要件①	入院療養世帯
基準要件②	世帯主及び被保険者の収入合計額が生活保護基準額×120/100以下の世帯（改正前：130/100）
基準要件③	預貯金が生活保護基準額の3か月分以下の世帯
内 容	一部負担金支払い期限延長
期 間	6か月以内